

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 26 日現在

機関番号：32604

研究種目：若手研究

研究期間：2021～2023

課題番号：21K13420

研究課題名（和文）事実婚・内縁の生活史調査による戦後家族史研究

研究課題名（英文）Postwar Family History Research by Life History Study of Common-law Marriages

研究代表者

阪井 裕一郎（Sakai, Yuichiro）

大妻女子大学・人間関係学部・准教授

研究者番号：50805059

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、歴史資料と事実婚当事者への質的調査を通じて戦後日本において事実婚をめぐる「問題」がどのように語られ、構成されてきたのか、その変遷を明らかにした。生活史の調査法を用い、事実婚当事者16名への聞き取り調査を実施し、さまざまな年代の事実婚のデータを収集することができた。調査を通じて、日本社会における「家制度」や近代家族をめぐる規範の様相を確認できたこと、選択的夫婦別姓制度をめぐる現在の問題状況についての論点・枠組みをあらためて整理・明確化することができたことが主な研究実績として挙げられる。さらに、今後の婚姻制度がいかなるかたちで改革されるべきかについての方向性を示唆することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年、事実婚は家族の多様化を示す象徴の一つとして取り上げられることも多い一方、日本における事実婚の実態が正確に把握されているわけではない。日本には事実婚という制度は存在しないため、何らかの理由で婚姻届を出さずに家族として暮らしているカップルの形態を「事実婚」と表現しているに過ぎない。本研究の意義は、第一に、これまで十分に明らかにされてこなかった事実婚の実態や生活意識を明らかにしたこと、第二に、これによって女性など多様な人々の社会的活動を阻む要因や政策提言のための根拠を示すことができた点にある。事実婚当事者の実態を実証的に明らかにした本研究は、今後日本が目指すべき政策・法改正への根拠となる。

研究成果の概要（英文）：This study clarified how the issue of common-law marriage has been discussed and constructed in postwar Japan through historical data and qualitative research with parties involved in common-law marriages. Using life history research methods, we conducted interviews with 16 people and were able to collect data on common-law marriages at various ages. Through the research, we were able to confirm aspects of the family system and norms surrounding the modern family in Japanese society, and we were also able to reorganize and clarify the issues and framework regarding the current problematic situation of the system of selective surnames for married couples. Furthermore, we were able to suggest a direction in which the marriage system should be reformed in the future.

研究分野：社会学

キーワード：事実婚 内縁 夫婦別姓 結婚

1. 研究開始当初の背景

先進諸国ではわれわれが自明視してきた家族や結婚のモデルが大きく揺らいでいる。北西欧やアメリカでは、従来の法律婚にとらわれない同棲 (cohabitation) が結婚の代替的なライフスタイルとして急速に普及しつつあり、法律婚をしのぐ勢いである。また、2000年以降多くの国で同性婚が法制化されるなど結婚制度に大きな変化が生じている。

日本においても、離婚、ひとり親家族、事実婚、ステップファミリーなどが増加傾向にあり、さらにセクシュアル・マイノリティの認知も広がり、結婚観や家族観は大きく変容しつつある。職業やライフスタイル、人間関係といった事象が、社会の規範や規制といった枠組みによらずに、個人の選択の対象になってきたことを意味する個人化社会において「標準的な家族」像は揺らいでいる。

事実婚は多様化する家族の象徴の一つとして取り上げられることが多い。内閣府男女共同参画白書にて、事実婚の国民は成人人口の2~3% (人口に換算すると200万~300万人) いると推定されている。しかしながら、日本における事実婚の実態が正確に把握されているわけではない。そもそも、国が「いわゆる事実婚」と表現するように、日本には事実婚という制度は存在せず、何らかの理由で婚姻届を出さずに家族として暮らしているカップルの形態を「事実婚」と表現しているに過ぎない。内閣府は、「事実婚」と言われる結婚の形を選択する理由として、夫婦の名字・姓の問題があることを指摘する。日本では婚姻の際に一方が改姓を余儀なくされるゆえ、両者が改姓を拒む場合、事実婚という選択をとらざるをえないのである。

2. 研究の目的

本研究は、事実婚や内縁、同棲といった、法律婚の外部で生きてきた人々の生活史調査に基づく戦後家族史研究である。統計資料や文書資料のみでは明らかにできない、個人の生活史の集積を通じた歴史研究であり、同時代の経済や政治、家族政策の動向等に留意しながら、当時の階層移動、産業構造、教育制度などのマクロな視点を織り込んで、事実婚当事者に焦点をあてながら「生きられた戦後家族史」を描くことを目的としている。

本研究は、事実婚や内縁、同棲といった、法律婚の外部で生きてきた人々の生活史調査に基づく戦後家族史研究である。統計資料や文書資料のみでは明らかにできない、個人の生活史の集積を通じた歴史研究であり、同時代の経済や政治、家族政策の動向等に留意しながら、当時の階層移動、産業構造、教育制度などのマクロな視点を織り込んで、事実婚当事者に焦点をあてながら「生きられた戦後家族史」を描くことを目的としている。

本研究の学術的な独自性は、第一に「生活史」を軸として事実婚にアプローチするという点、第二に、戦後家族史を「生活史」という手法によって再構成するという点にある。口述による生活史の収集に基づく「生きられた家族の戦後史」を再構成する。また、社会学のみならず、政治学、法学といった隣接領域の知見を包摂した学際的視点を持った研究であることに本研究の創造性がある。

3. 研究の方法

法律婚外のカップルと言っても、その内実は多様である。同棲経験が人々にとって標準的なライフコースの一部となっている欧米では、この同棲の多様性や歴史性にこそ目を向けることの重要性が指摘されている。海外の知見を参照しながら、日本における非法律婚カップルの多様性・歴史的变化を調査することも重要である。本研究では以下2つの方法を採用した。

(1) 歴史資料調査

「事実婚」という言葉が人口に膾炙したのは1980年代であったが、この言葉自体は明治初期より使用されていた。本研究では研究者の言説にとどまらず、新聞記事や雑誌記事、政治家等の可能な限りの言説を収集し、戦後日本で事実婚がどのような理念や社会構想とともに語られ、その「問題」がどのように社会的に構成され現在に至るかを明らかにする。

(2) 生活史調査

さまざまな年代の事実婚の生活史データを収集する。事実婚の当事者たちが家制度や「近代家族」といった社会規範と対峙しながらいかに生きてきたのかを解明する。同時代の経済状況や産業構造、政策、法制度、あるいは、階層移動や学歴、職業選択などの状況を客観的な歴史的データ・資料と突き合わせながら、事実婚ないし家族・結婚をめぐる規範・実態の変遷を明らかにする。さらに、主に2000年代以降に同居を開始した比較的若年層も対象に生活史データを収集し、彼らの生活史データをもとに結婚をめぐる規範の変容を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 事実婚問題の変遷

本研究では、第一に歴史的な言説資料の収集を通じて、戦後日本において事実婚をめぐる「問題」がどのように語られ、構成されてきたのか、その変遷を明らかにした。法律婚/事実婚を語る視座と言説は、論者がどのような社会を構想するかによって変容する。戦前期には「家制度」

の保持を前提していたがゆえに、不可避的に「事実婚主義」という救済措置が採られる傾向になった。一方、戦後になると社会全体の「民主化」の推進にとっては、こうした事実婚主義を余儀なくしている戦前の家族制度に対する批判から、「法律婚主義」の徹底化が理念として語られていくことになった。80年代後半には、事実婚は「夫婦別姓」問題の枠組みで問題化される傾向が強まる。同時に戸籍制度や法律婚そのものに対するジェンダー・フェミニズム研究からの批判が展開されていく。こうした、家族研究の言説を歴史的に追い、法律婚主義/事実婚主義の対立を相対化することで、現在の事実婚の制度的保障を考えるための手がかりが得られた。

(2) 事実婚当事者の現状と意識

生活史という質的調査法を用い、事実婚当事者への調査を進めた。結果として、事実婚当事者16名へのインタビュー調査を実施し、さまざまな年代の事実婚の生活史データを収集することができた。事実婚として生活を送るカップルが、婚姻とは異なる共同生活の選択肢をどのように捉え意味づけているのか、事実婚を選んだことでどんな点に利益・不利益を実感しているのか、婚姻への志向性が高いのかなどを可視化することを明らかにしようと試みた。

本研究によって「事実婚」当事者の多様性を明らかにすることができた。事実婚当事者の法律婚に対する考えや距離感は一様ではない。家的な規範が付随する法律婚を拒否するために事実婚を選択する人もいれば、法律婚を望みながらも夫婦別姓のためにやむなく事実婚を選択した人もいる。事実婚を選ぶ人は、法律婚に否定的なために事実婚を選ぶ、といったように、一般的には、事実婚は法律婚と対になる言葉だと考えられているが、日本ではこのイメージは必ずしも正しいとは言えないのである。

日本の事実婚カップルの多くは夫婦別姓をその理由としており、もし夫婦別姓の選択が認められるならば法律婚をしたいと考えている当事者が多いことに特徴がある。夫婦が姓のあり方を自由に選択できる国では、姓のみを理由に事実婚を選択するということはほとんどない。その意味で、日本の事実婚は多様な選択肢を排除する法制度ゆえに生じている面が強い。

旧姓の通称使用や選択的夫婦別姓制度の必要性についても、この問題が多様な人々に関わる問題であることが明らかになった。この問題の当事者は、事実婚を選択した人や夫婦別姓を望む男女カップルのみに関わる問題ではない。国際カップルや離婚・再婚を経験した当事者やその子どもたちの生活を守るためにもきわめて重要な問題なのである。

ほかにも例えば、この問題は「女性の社会進出」や「女性活躍」といった言葉と紐づけて語られる傾向が強いが、こうした見方の問題性が明らかになった。たしかに、この問題が社会で注目されるようになった背景には、女性の就労率が上がり共働き夫婦が増加したことや婚姻改姓をめぐる困難を抱える女性の存在が顕在化したことがある。しかし、事実婚当事者には、専業主婦やパートタイマーの女性たちも多くおり、彼女たちは必ずしも仕事のために改姓を拒んでいるのではない。それゆえ、「働く女性に必要だから」という論理だけで事実婚や夫婦別姓について語られてしまう風潮にもどかしさを感じたり、悲痛な思いを抱いていたりする。姓や事実婚に対する個々の心情は実にさまざまであり、仕事における好不都合だけで語られるべきものではない。姓の問題を「働く女性の問題」のみに矮小化すべきではないのである。

本研究を通じて、事実婚・夫婦別姓問題の枠組みを問いなおすことが重要だという知見を得た。事実婚やそれに付随する選択的夫婦別姓制度の是非については、この問題を「いかなる問題として枠づけるか」という「フレーミング」も重要になる。選択的夫婦別姓制度の論点は、「同姓か別姓か」ではなく「強制的同姓」の賛否を問うものであり、この枠組みこそが議論の前提とされなければならない。「夫婦別姓も認めるべきか」と問うのではなく、「夫婦同姓の強制は是非か」と問うことが重要である。

事実婚や姓の選択をめぐる問題の主な当事者はこれから結婚しようとする若年世代であり、まず若年層の要望や意識が政治にしっかり反映されることが重要である。しかし同時に、この問題の当事者が若年世代だけの問題でないという点にも留意しなければならない。事実婚を選択するという事は簡単なことではなく大きな覚悟がある決断であり、致し方なく一方が改姓をして法律婚をしたという潜在的な当事者は、数字では決して表れないものの、数多く存在しているからである。こうした層に注目することの必要もあらためて明らかになった。

事実婚をめぐる現に生じているさまざまな問題の現状や多様な当事者の存在がもっと社会に知られる必要がある。姓をめぐる困難や生きづらさを抱える人々の多様な声に耳を傾け、姓の選択肢を増やすことで社会にもたらされるメリットを考えていかなければならないのである。

(3) 今後の展開

調査を通じて、日本社会における「家制度」や近代家族をめぐる規範の様相を確認できたこと、選択的夫婦別姓制度をめぐる現在の問題状況についての論点・枠組みをあらためて整理・明確化することができたことが主な研究実績として挙げられる。さらに、今後の婚姻制度がいかなるかたちで改革されるべきかについての方向性を示唆した点も本研究の重要な成果である。

また、本研究の成果に関して、複数の女性支援団体や当事者団体において報告機会を得たことで、自身の研究成果を社会に還元することもできた。多くの事実婚当事者や選択的夫婦別姓制度の実現を求めて活動する多くの人々・グループと交流する機会を得て、次なる調査に向けての研究ネットワークを広げることができた。そこでの意見交換を通じて得られた新たな調査課題をもとに、現在は当事者や法学者などとともに、さらなる大規模調査を計画し、共同調査の実施を

開始している。

参考文献

- 阪井裕一郎, 2022, 『事実婚と夫婦別姓の社会学 (改訂新版)』白澤社 .
- 阪井裕一郎, 2022, 「婚姻制度の廃止か、改革か? パートナー関係への国家介入について」
『結婚の自由 「最小結婚」から考える』白澤社 .
- 阪井裕一郎, 2024, 『結婚の社会学』筑摩書房 .
- 二宮周平, 1991, 『事実婚を考える もう一つの選択』日本評論社 .
- 善積京子, 1997, 『近代家族 を超える 非法律婚カップルの声』青木書店 .
- Ciabattari, Teresa, 2017, *Sociology of Families: Change, Continuity, and Diversity*, Sage.
- Nazio, Tiziana, 2008, *Cohabitation, Family and Society*, Routledge.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計6件

1. 著者名 松本 康、小池 靖、貞包 英之編 阪井裕一郎ほか分担執筆	4. 発行年 2024年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 310
3. 書名 社会学の基礎	
1. 著者名 植村 恒一郎、横田 祐美子、深海菊絵、岡野 八代、志田 哲之、阪井 裕一郎、久保田 裕之	4. 発行年 2022年
2. 出版社 白澤社	5. 総ページ数 256
3. 書名 結婚の自由	
1. 著者名 阪井 裕一郎	4. 発行年 2022年
2. 出版社 白澤社	5. 総ページ数 224
3. 書名 改訂新版 事実婚と夫婦別姓の社会学	
1. 著者名 介護福祉用語集編集委員会	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 328
3. 書名 介護福祉用語集	

1. 著者名 阪井 裕一郎	4. 発行年 2021年
2. 出版社 青弓社	5. 総ページ数 208
3. 書名 仲人の近代	

1. 著者名 杉本 敏夫、山口 美和	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 256
3. 書名 社会学と社会システム	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------